

平成 年 月 日

## 先行審査の申立書

社会保険事務局長殿

私は、特別障害給付金の請求にあたり、満65歳に到達する以前の現症がわかる診断書を添付していませんが、先行して審査を行うことを希望するので申し立てます。

取扱については下記のとおりとなることを了解いたします。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

請求者自らが署名する場合には、氏名欄の押印は不要です。

### 記

- 1 この書類の提出を受けた場合は、満65歳に到達する以前の診断書の添付がなくても、他の書類が整っている場合は、先行して審査を行います。  
障害の原因となった傷病の初診日が資格要件を満たしていて、かつ添付していただいた現時点の診断書で満65歳以前にすでに障害の状態が障害基礎年金の1級又は2級に相当していたと認定できる場合は、追加の書類提出を求めることなく特別障害給付金の支給を決定いたします。
- 2 障害の原因となった傷病の初診日が資格要件を満たしていない場合や現在の障害の状態が障害基礎年金の1級又は2級に相当していない場合は、追加の書類提出を求めることなく不支給の決定をいたします。
- 3 障害の原因となった傷病の初診日が資格要件を満たしていて、かつ現在の障害の状態が障害基礎年金の1級又は2級に相当であるものの、満65歳以前に障害の状態が障害基礎年金の1級又は2級に相当していたか認定ができない場合は、改めて満65歳に到達する以前の障害の状態がわかる書類の提出を求めます。この書類の提出をいただけないと判断した場合（概ね、書類の再提出を求めてから3ヶ月を経過した場合）には不支給の決定をいたします。  
満65歳に到達する以前の障害の状態がわかる診断書の提出がいただけない場合は、添付いただいた病歴・就労状況等申立書からかんがみ、満65歳以降で一番過去の現症がわかる診断書の提出を求めますが、その書類の提出をいただいても認定が行えない場合がありますのであらかじめご了承ください。